

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年1月24日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年2月7日付け海建用第110号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年2月11日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していない」理由で行った本件処分を取り消し、適正であった公函訂正の根拠を示すことを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が永久保存文書に添付していなければならない同意書が貰えなかった理由を記載した文書等を開示請求した事に対し、実施機関は廃棄処分して存在しないと主張している。
- (2) 結果「作成又は取得していない」との理由であるが、多くの県職員が「適正」であることを主張するためにはそれなりの裏付けがあるはずであり、裏付けや根拠を示さずただ単に漠然とした「主観又は憶測」で主張するのは虚偽にも成り得る。
- (3) 県は、空想や憶測で「作成又は取得していない」と決定してはならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

平成13年3月23日付け公函訂正に係る文書中に偽造文書があるという認識はない。

また、「偽造」を除いた場合、昭和55年（ト）第16号不動産申請仮処分事件の判決書に関する①「和歌山県個人情報保護条例第8条に係る適切な管理のためにした措置についてわかる公文書」（以下①とする。）と②「個人情報を支出票と共に廃棄した行為が適切であることがわかる公文書」（以下②とする。）を請求している趣旨と解する。

①に関して、当該判決書の写しを取得したのは、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）が施行された平成15年7月1日以前であるため、対象公文書は作成していない。②に関しては、支出票を廃棄したことがわかる公文書として平成12年度公文書管理簿を作成しているが、個人情報を支出票と共に廃棄した行為が適切であることがわかる公文書は作成していない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により本件処分を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主

的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は、平成 13 年 3 月 23 日付け公函訂正に係る文書中に偽造文書があるという認識はなく、個人情報に記載して利用した事実はない旨主張する。

仮に、「偽造」という文言を除いた場合、異議申立人は昭和 55 年（ト）第 16 号不動産申請仮処分事件の判決書に関する①と②の公文書を請求していると認められる。

実施機関の説明によると、①については、当該判決書の写しを取得したのは、和歌山県個人情報保護条例が施行された平成 15 年 7 月 1 日以前であるため、同条例第 8 条の適用がなく、対象公文書は作成していない。また、②については、支出票を廃棄したことがわかる公文書として平成 12 年度公文書管理簿を作成しているが、異議申立人が主張する個人情報を支出票と共に廃棄した行為が適切かどうかかわかる公文書は作成していないとのことである。

実施機関の説明から、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は、特段不合理ではない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」とおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第 6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 26 年 2 月 25 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 3 月 26 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議

平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 29 年 12 月 19 日	○審議
平成 30 年 1 月 4 日	○実施機関からの資料を受理
平成 30 年 1 月 11 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 3 月 6 日	○審議
平成 30 年 3 月 8 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 30 年 4 月 24 日	○審議
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 10 月 2 日	○審議
平成 30 年 10 月 17 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 1 月 24 日	平成 13 年 3 月 23 日付公図訂正準備の為、和歌山県は昭和 55 年（ト）第 16 号不動産申請仮処分事件たる謄本でない土地家屋調査士が作成した偽造文書に個人情報を記載して利用したが、これに関する和歌山県個人情報保護条例第 8 条に係る適切な管理の為にした措についてわかる公文書と個人情報を支出票と共に廃棄した行為が適切であることがわかる公文書。